

公立大学法人山形県立保健医療大学学生相談室運営規程

平成26年3月17日

規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県立保健医療大学学則第52条第2項の規定に基づき、学生相談室の運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学生生活における学生各個人の悩みや問題に関し、個人相談に応じ自主的な解決の援助に資することを目的とする。

(学生相談員)

第3条 学生相談室には、学生相談員を置く。

2 学生相談員は、本学の専任教員及びその他適当と認める者から、学長が指名又は委嘱する。

3 相談員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(相談の記録)

第4条 相談の内容は学生相談記録票により管理し、担当した相談員以外一切開示しないものとする。

2 学生相談記録票は、相談した学生が在学する間保存するものとし、当該学生の卒業をもって廃棄するものとする。

(秘密の保持)

第5条 学生相談員は、相談上知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき

(2) 個人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(3) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として利用し、又は提供する場合で、利用し、又は提供することに相当の理由があると認められるとき

(相談室の運営)

第6条 学生相談室の運営は、学生相談員で組織する学生相談員連絡会議で行う。

2 学生相談員連絡会議の長は、学長が指名する。

3 学生相談員連絡会議の長は、学生相談室の運営状況について、学長に対して報告するものとする。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、学生相談室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。